

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条例(議員発議)

○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(議会事務局総務課)

ページ

条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県条例第四十一号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例(平成二十二年宮城県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第四号とし、同項第一号中「鉄道賃、船賃及び」を削り、「航空賃」の下に「並びに外国旅行に係る鉄道賃及び船賃」を加え、「職員等の旅費に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第三十号)第二条第一項第二号に規定する指定職」を「行政職給料表の十級」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 内国旅行に係る鉄道賃については、職員の給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)別表第一に定める行政職給料表(以下単に「行政職給料表」という。)の十級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額(特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、当該同一の額に特別車両料金を加算した額)とする。

二 内国旅行に係る船賃については、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この号において「運賃」という。)(寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

イ 運賃の等級を三階級又は二階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃(上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の運賃)
ロ 運賃の等級を設けられない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
ハ 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、イ又はロに規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

二 ロの規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、ロに規定する運賃及びハに規定する寝台料金のほか、特別船室料金

ホ 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、イから二までに規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

第六条第五項を次のように改める。

5 議長、副議長及び議員が、招集による会議、委員会又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十二項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関する協議若しくは調整を行うための場(以下「会議等」という。)に出席したときは、前三項の規定にかかわらず、その費用弁償として次の各号に定める車賃、公務諸費及び宿泊料を支給する。ただし、議長、副議長及び議員が、全行程において公用の交通機関を利用した場合には車賃及び公務諸費を、会議等に出席した日の宿泊料を支給された場合には当該宿泊の日の翌日の公務諸費を支給しない。

一 車賃は、議長、副議長及び議員の居住地から会議等の開催地までの合理的な経路により計算した距離により支給するものとし、その額は往復の行程(その行程に二キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)(一キロメートルにつき三十七円)(その額に十円未満の端数があるときは、十円に切り上げる。)(とする。

二 公務諸費は、会議等に出席した日数に応じ一日当たりの定額により支給するものとし、その額は別表第三に掲げる額とする。

三 宿泊料は、会議等に出席した日及び出席した日の前日で、議長が宿泊を必要と認める場合に支給するものとし、その額は実費額(その額が一万四千九百円を超える場合には、一万四千九百円)とする。

附則に次の一項を加える。

(平成二十一年度及び平成二十二年度における議員報酬の特例)

13 議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に係るものに限り、第二条の規定にかかわらず、その者に対応する第二条の表の議員報酬額の欄に掲げる月額(以下この項において「基礎額」という。)から、基礎額に議長にあっては百分の六を、副議長にあっては百分の五を、議員にあっては百分の四を乗じて得た額を減じて得た

額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額、基礎額とする。
別表第三を次のように改める。

別表第三(第六条関係)

区 分	公務諸費の額
往復の行程が五十キロメートル未満の場合	三、〇〇〇円
往復の行程が五十キロメートル以上の場合	四、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。